

**武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱
次期大綱の策定スケジュール等について**

1 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱の策定期間について

現在の武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱（以下「大綱」という。）は、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正及び同月の武蔵野市総合教育会議条例（平成 27 年 3 月武蔵野市条例第 1 号。以下「条例」という。）の制定を受けて、平成 27 年 6 月に策定した。

当初の策定から 4 年を迎えたため、本来であれば昨年度中に次期大綱を策定し、今年度からスタートするところだが、改定にあたっては条例第 6 条の規定に基づき、本市の長期計画との整合性を図らなければならない。よって、次期大綱を今年度中に策定し、第六期長期計画と合わせて来年度 4 月からスタートすることを平成 30 年度第 2 回総合教育会議で決定した。

【参考】 条例第 6 条

（大綱と長期計画の整合性）

第 6 条 市長は、大綱の策定にあたっては、武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）第 2 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

2 次期大綱策定スケジュールについて

日 時	場 所	内 容
11/20（水） 14:00～16:00	802 会議室	令和元年度 第 2 回総合教育会議 ・次期施策の大綱改定案について
12/15 号市報		パブリックコメント募集【提出期限：1/15（水）】
3/3（火） 14:00～16:00	111 会議室	令和元年度 第 3 回総合教育会議 ・パブリックコメント後の次期施策の大綱案の協議